

特定類型とは何か

- 特定類型とは、以下の①から③のような類型をいいます（※実際の規定内容は、役務通達1(3)サをご確認ください）。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではありません。**



類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員への提供

例②：外国企業（× 外資系企業）に勤務している社会人学生への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生への提供

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

具体的にお願したいこと

● ご協力いただきたいこと（ご自身の類型該当性について）

- 大学等が教職員等の皆様を新たに雇用するにあたり、もし外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術に触れる可能性がある場合には、特定類型への技術提供に該当しているか否かを確認するため、**雇用時に特定類型該当性について大学等に対して誓約（または類型に該当しないことの申告）を行っていただきます（日本国籍者であるか否かを問いません）。**
- 就業規則など大学等における教職員等の兼業や金銭等の受領に関するルールに従って、必要な報告等を実施してください。
- なお、大学等は外為法のコンプライアンスのために誓約を求めるものであり、皆様の個人情報のみだりに利用することを目的とするものではありません。また、誓約は国籍を問わず必要になるものであり、外国籍の方を差別的に取り扱うことを目的とするものではありません。

● ご理解いただきたいこと

- 大学等が、その教職員等が特定類型に該当するおそれがあると認識する際には、大学等から当該教職員等に対して外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を提供するにあたり経済産業省の許可が必要になります。そのため、**業務を行うにあたり必要な情報であっても、大学等からすぐには提供できない可能性があります。**また、経済産業省が安全保障の観点から技術提供を不許可とする場合には、大学等から技術提供が行われない場合があります。
- なお、大学等は外為法のコンプライアンスのために技術提供を管理するものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。